



# 島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第35号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県土地利用調整会議等設置規程の一部改正 (用地対策課) 2

**【教育長訓令】**

教育事務決裁規程の一部改正 (教育庁総務課) 2

**【正 誤】**

令和2年3月31日付け島根県報号外第40号中 (総務課) 2

令和2年3月31日付け島根県報号外第40号中 (教育庁総務課) 2

**訓 令**

## 島根県訓令第5号

本 庁  
地方機関

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和60年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第3 地方機関の部総務部の項中「支庁農林局長 支庁水産局長」を「支庁農林水産局長」に改め、同部農林水産部の項中「農林振興センター所長 水産事務所長」を「農林水産振興センター所長」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

## 島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改め、「決裁する事項」の次に「及び前条の規定により副教育長が専決することができる事項」を加える。

**附 則**

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**正 誤**

令和2年3月31日付け島根県報号外第40号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	日付	令和元年3月31日	令和2年3月31日

令和2年3月31日付け島根県報号外第40号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	誤		
5	15 労務の提供の受入れ等に関する事務	1 1件20,000,000円以上（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上）の増減を伴う労務の提供を受けることの変更を決定すること（変更後の	1 1件20,000,000円以上70,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上70,000,000円未満）の労務の提供を受けることを決定

	総額が70,000,000円未満の場合に限る。)。	すること。 2 1件10,000,000円以上20,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、2,000,000円以上40,000,000円未満）の増減を伴う労務の提供を受けることの変更を決定すること。
--	---------------------------	--

正

15 請負等に関する事務	1 1件20,000,000円以上（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上）の増減を伴う請負等の変更を決定すること（変更後の総額が70,000,000円未満の場合に限る。）。	1 1件20,000,000円以上70,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上70,000,000円未満）の請負等を決定すること。 2 1件10,000,000円以上20,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、20,000,000円以上40,000,000円未満）の増減を伴う請負等の変更を決定すること。
--------------	---	--